

令和8年3月3日

久居駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行)期	見積依頼書公表日	見積提出期限	見積合わむ日	防衛省競争参加資格	備考
1	久居(7)訓練場樹木剪定及び伐採作業	久居駐業管理科	R8.3.31	R8.3.3	R8.3.11 12:00	R8.3.11 13:00		

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118

住所三重県津市久居新町975

契約機関名(担当)第337会計隊(坂本)

電話番号(内線)059-255-3133(内429)

FAX番号059-255-3290

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
久居（7）訓練場樹木剪定及び伐採作業	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業管理科	納 期	8.3.31		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
担当者連絡先

市場価格調書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
久居（7）訓練場樹木剪定及び伐採作業	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業管理科	納期	8.3.31		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調書提出期限：R 8. 3. 10 17：00

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名

代表者名





担当者名

担当者連絡先

表紙含む全3枚

久居（7）訓練場樹木剪定及び伐採作業

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

工事名称	久居（7）訓練場樹木剪定及び伐採作業		
図面名称	表紙		
業務隊長	管理科長	営繕班長	営繕主任
			
陸上自衛隊久居駐屯地業務隊			図面番号
			1 / 3

仕 様 書

- 1 作業名称：久居（7）訓練場樹木剪定及び伐採作業
- 2 作業場所：三重県津市久居新町930-32番地（陸上自衛隊久居駐屯地久居訓練場）
- 3 作業期間：契約締結日～令和8年3月31日

4 作業概要

対象施設	剪定樹木概要	数量	備考
久居訓練場	雑木	10本	別図参照 剪定
	雑木	28本	別図参照 伐採

5 諸事項

- (1) 作業は、本仕様書・図面及び関係法令等を遵守して実施すること。なお、仕様書に記載なき事項等については監督官との協議によるほか、技術上当然すべき事項については受注者の負担により実施すること。
- (2) 受注者は、実施条件を作業関係者に十分把握させるとともに、全作業員に対して安全教育を実施し、常に安全に留意し、事故及び災害の防止に努めること。
- (3) 喫煙は所定の位置で行わない作業中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、作業場所以外の立ち入りを禁止する。作業の都合によりやむを得ず立ち入りする場合、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- (4) 作業時間は午前8時15分から午後5時迄とする。なお時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に作業を実施する場合は、事前に監督官に届出で指示に従い実施すること。
- (5) 受注者は、作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し監督官に提出することとし、了解を得たのち作業を実施すること。
- (6) 作業に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については受注者の責任に於いて迅速に処理すること。
- (7) 受注者は、作業の主要な段階及び係官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中・完成後及び監督官の指示箇所とする。また写真は、作業完了後速やかに現像し、A4判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (8) 作業は受注者の責任施工とし、作業に際し部隊の施設等に損害を与えた場合速やかに監督官に報告し、監督官の指示のもと受注者の負担により、速やかに賠償すること。
- (9) 1日目の作業終了後に、作業場所周囲の清掃を行うこと。
- (10) 作業実施にあたっては、事前に現場状況をよく確認した後、十分な安全対策を行い機会ある毎に安全管理を徹底すること。
- (11) その他不明な事項等が生じた場合、すみやかに監督官と協議すること。

6 特記事項

- (1) 作業実施前に監督官と現地を確認し、作業内容を確認後着手すること。
- (2) 剪定の実施により、樹木の育成に支障が生じる可能性がある場合は、適切な処置（切りの腐食処置等）を実施するものとする。
- (3) 作業実施前に、作業に必要な資格（伐木等作業従事者安全衛生特別教育、伐木等機械運転業務特別教育、伐木等の業務にかかる特別教育等）の写しを監督官へ提出すること
- (4) チェンソーを使用した伐採を行う際には、必ず義務付けられた防護服を着用すること
- (5) 作業により発生した剪定くずの運搬・処分は、本役務に含まれるものとする。
- (6) 剪定くずの処分は、関係法規に基づき、受注者の責任において、適切に場外処分することとし、処分の証明書を提出すること
- (7) 訓練場敷地外道路上で作業を実施する場合は、必ず交通誘導員を配置し、道路使用許可を受けてから実施し、事故の防止に努めるものとする。また道路使用許可書（写）を監督官へ提出すること。
- (8) 作業に必要な器材、工具等は受注者の負担で用意すること。
- (9) 現場状況により仕様書と相違がある場合は、監督官と協議し監督官の指示に従うこと。
- (10) 作業実施中などに苦情等があった場合は、その場で判断・回答せず、速やかに監督官に報告し、その指示に従うこと。

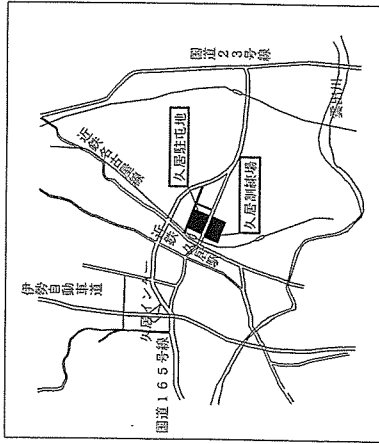
7 提出書類

- (1) 工程表 2部
- (2) 現場代理人届 1部
- (3) 着手・完了届 2部
- (4) 作業日誌 1部
- (5) 作業写真 1部
- (6) 剪定くず処分証明書 1部
- (7) 道路使用許可書（写）（その都度）
- (8) その他指示された書類（その都度）

8 完成検査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官報告し、現場代理人立会のうえ検査官の実施する完成検査を受け、合格を以て作業完了とする。なお、手直し事項が生じた場合については、手直し完了後、再検査を受け合格をもって作業完了とする。

件名	久居（7）訓練場樹木剪定及び伐採作業
種別	仕様書
図番	2 / 3



久居訓練場案内図 1 : X

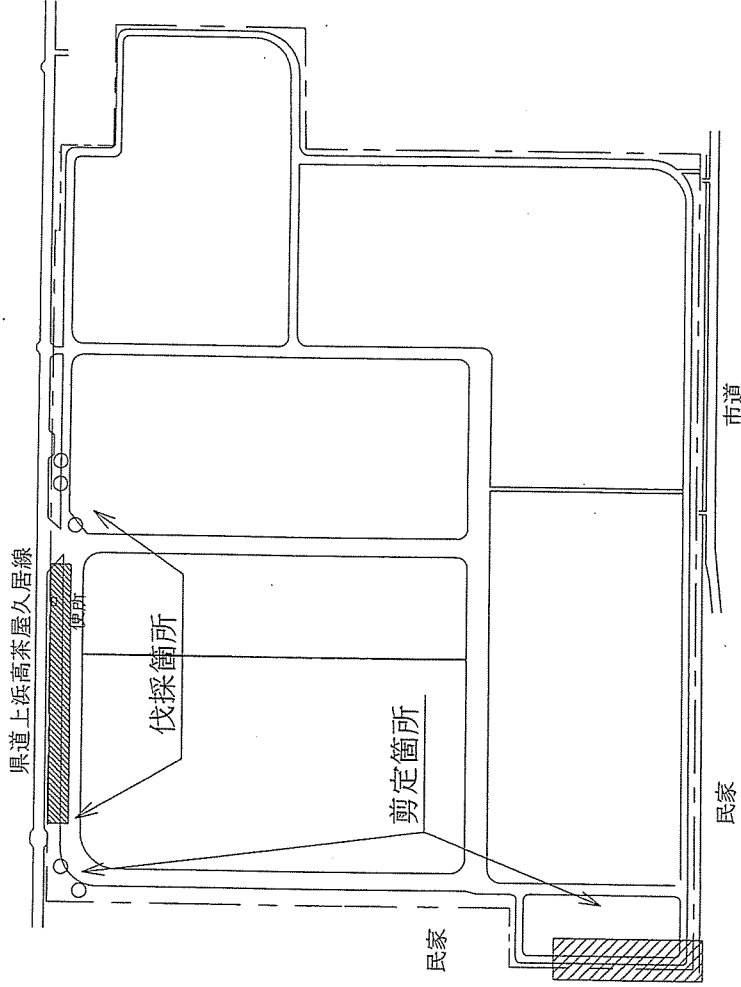
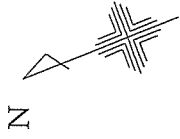
伐採箇所実施内容

- ・雑木28本程度 (樹高4~8m)
伐採のみ (除根なし)

剪定箇所実施内容

- ・雑木10本程度 (樹高4~8m)
樹木の最長部から2m~3m切り下げ、形を整えるように剪定
(基本剪定)

※ 伐採箇所はピンクのテープにて明示



久居訓練場配置図 1 : X

件名

久居(7)訓練場樹木剪定及び伐採作業

図名

案内図・配置図・詳細図

縮尺 1/X

図面番号 3/3